

# 福島県市町村支援プログラム

令和2年3月

福島県行財政改革推進本部



## I 趣旨

- 本県は、地域のことは、より住民に近い市町村で解決できるようにしようと、平成6年に自治体初の地方分権ビジョンとして「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」を発信し、住民が主役となる地方自治の大切さ、その住民に一番近い市町村が優先する地方分権の重要性を訴えてきました。
- 平成18年2月には、住民が主役であることが実感できる地域社会の実現を目指す「『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラム」をとりまとめ、地方分権の理念を具体化させるためのシステムを整備し、真の分権型社会の実現に向けて取り組んできました。
- それから10年あまりが経過する中、本県は、地方分権の理念の下、震災からの復興や地方創生、それぞれの市町村が抱える固有の課題の解決等に向けて、広域自治体として地域間調整を行うなど、市町村と緊密に連携を図りながら、住民に最も近い市町村の主体性を尊重し、市町村の取組を支援してきました。
- 今後、人口減少と高齢化が進む中、小規模自治体では、安定した行政サービスの提供を維持することが難しくなることも考えられ、県には、広域自治体として、市町村が自立した行政運営を引き続き行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、専門分野を中心に、これまでよりも積極的な支援を行い、市町村をしっかりと下支えしていくことが求められています。
- このため、市町村が、それぞれの実情に応じて、県の支援策を活用できるように、既存の支援策も含め、分野別や支援形態別に支援策をメニュー化し、市町村支援プログラムとして策定します。

## Ⅱ 市町村支援の基本的な考え方

県は、「『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラム」の下、これまで培ってきた市町村との関係性や広域自治体としての役割を踏まえ、次の3つの基本的な考え方に基づき、市町村に対し支援を行います。

- ◆ 県は、それぞれの市町村が抱える固有の課題とその解決策について、対等な立場（イコールパートナー）で市町村と協議・検討をし、それぞれの実情に応じた支援を行います。
- ◆ 県は、従来の自立支援機能<sup>1)</sup>を發揮し、市町村の自立を確立する取組に対し支援を行います。
- ◆ 県は、従来の専門・高度技術機能<sup>2)</sup>を發揮し、市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野で支援を実施します。

---

1) 県は、住民に身近な市町村の自立を確立する取組みに対する支援機能を担う。

2) 県は、市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野を担う。

【出典】：「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム

### Ⅲ 市町村支援の具体の取組

#### 1 現状と課題

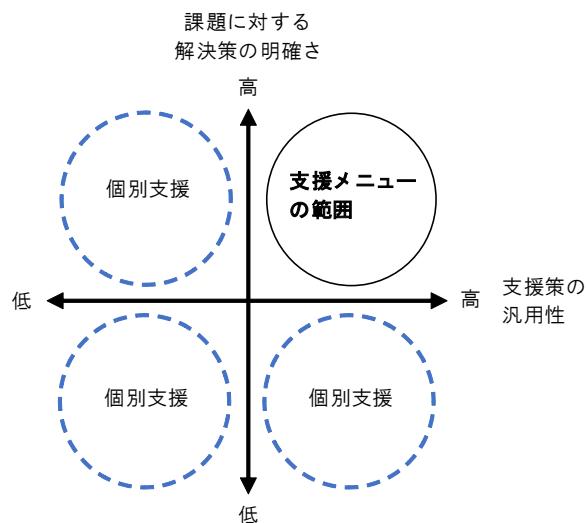
- 県では、これまで、市町村の自主性・自立性を尊重しながら、市町村が抱える固有の課題に対して、必要な支援を行ってきました。
- それらの支援策には、研修の実施や電話等による助言、代行、県職員の派遣など、様々なものがありますが、県の各部局においてそれぞれ支援してきたため、市町村にとっては、県の支援策の全体像を把握しづらく、十分な活用に結びついていない面もありました。
- また、小規模自治体では、人口減少と高齢化の進展などにより、安定した行政サービスの提供を維持することが、今後難しくなることも考えられるため、市町村が自立した行政運営を引き続き行っていくように、専門分野を中心に、これまでよりも積極的な支援に取り組んでいく必要があります。

#### 2 市町村支援策のメニュー化

- 上記の考えに基づき、県として新たに支援策を講じるとともに、市町村が、自らの実情や意向に応じて支援策を選択し、活用しやすくなるように、これまで行ってきた既存のものも含めて県の支援策全体を集約した上で、「市町村支援メニュー」として一覧にしました。
- 市町村支援メニューは、税務や福祉、土木などの「分野別」（別紙1のとおり）及び採用支援や各種計画策定支援などの「形態別」（別紙2のとおり）にそれぞれ整理（メニュー化）しています。
- 市町村支援メニューに基づく支援は、市町村からの要請に基づき行いますが、市町村支援に充てることができる県の人的・財政的資源は有限であることから、県は、複数の市町村の連携により解決を図る取組など、支援効果の高い取組を優先し、支援を行います。

- 市町村支援メニューが対象とする支援の範囲は、県による市町村支援全体の一部であり、市町村が抱える課題に対する解決策が明確で、かつ、解決に向けた支援策が多く市の町村に当てはまるもの（汎用性が高いもの）になります（「市町村支援メニューの対象範囲イメージ」参照）。
- なお、課題の洗い出しの段階での支援や特定の市町村限定の特別な支援等については、引き続き、個別に対応していきます。

《市町村支援メニューの対象範囲イメージ》



### 3 市町村支援メニューの更新

- 県は、市町村が抱える課題の変化や新たな課題の発生等に対応していくため、市町村の意向を踏まえながら、市町村支援メニューの更新を継続して行っていきます。

## Ⅳ 市町村支援プログラムの推進体制及び役割分担

市町村支援プログラムの適切な運用を図るため、庁内の推進体制及び役割分担を次のとおりとします。

### 1 市町村支援推進部会

- 市町村支援プログラムの進行管理を行うため、福島県行財政改革推進本部に「市町村支援推進部会」を設置します。
- 市町村支援部会では、次に掲げる事務を所掌します。
  - (1) 市町村支援プログラムの見直しに関すること。
  - (2) 市町村支援メニューによる支援に係る対象市町村の選定に関すること。
  - (3) 市町村支援メニューの更新に関すること。
  - (4) その他市町村支援に係る重要事項に関すること。

### 2 行政経営課

- 行政経営課は、市町村行政課及び各部局等担当課に対し、市町村支援メニューの活用促進及び市町村支援メニューの更新に向けた総合調整を行います。
- 行政経営課は、市町村行政課とともに市町村支援推進部会の事務局を担います。

### 3 市町村行政課

- 市町村行政課は、市町村支援に係る復興支援・地域連携室（地方振興局等）と各部局等担当課との結節点として、次に掲げる事務の総合調整を行います。
  - (1) 市町村支援メニューの活用促進
  - (2) 市町村支援メニューの更新
  - (3) 市町村の課題解決に向けて必要な支援のうち、市町村支援メニューの活用によらない個別支援に関すること
- 市町村行政課は、行政経営課とともに市町村支援推進部会の事務局を担います。

#### 4 各部局等担当課

- 各部局等担当課は、次に掲げる事務を行います。
  - (1) 市町村支援メニューの活用に向けた相談・支援
  - (2) 市町村支援メニューによる支援に係る対象市町村の検討
  - (3) 市町村支援メニューに基づく支援の実施
  - (4) 新たな支援策のメニュー化に向けた検討
  - (5) 市町村支援メニューの活用によらない個別支援の実施・検討

#### 5 復興支援・地域連携室（地方振興局等）

- 復興支援・地域連携室（地方振興局等）は、次に掲げる事務を行います。
  - (1) 市町村支援メニューの活用に向けた相談・支援（市町村の課題及び支援ニーズの把握を含む。）
  - (2) 市町村支援メニューの追加及び修正に関する各部局等担当課への要請・協議等
  - (3) 市町村の課題解決に必要な支援の実施（市町村支援メニューの活用によらない個別支援を含む。）
  - (4) 市町村支援メニューの活用によらない個別支援に関する各部局等担当課への要請・協議等



## V 市町村支援プログラムの運用

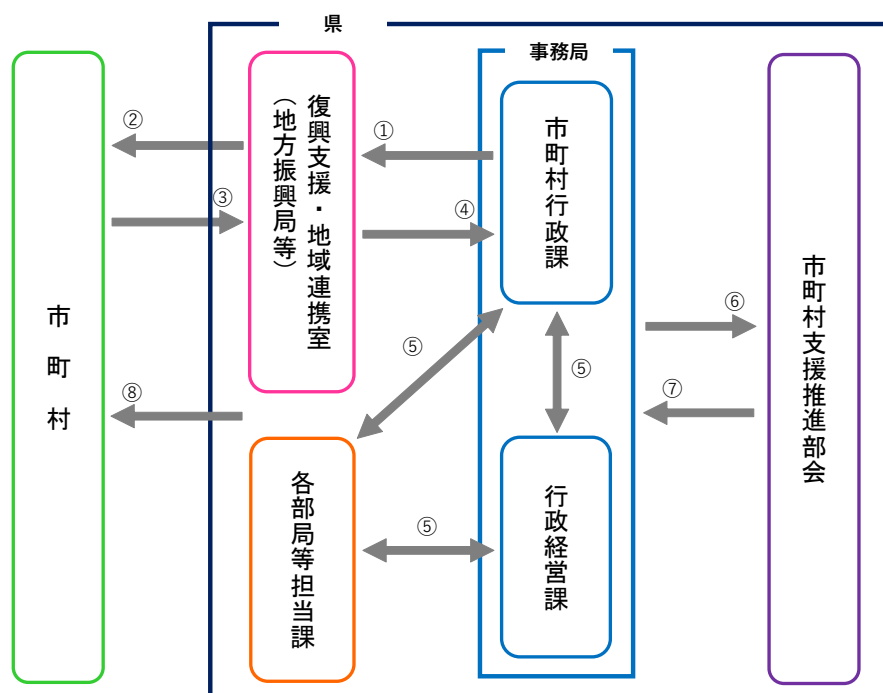
市町村支援プログラムは、市町村支援メニューの活用及び市町村支援メニューの更新の2つの手順により、運用していきます。

### 1 市町村支援メニューの活用

○ 県は、市町村支援メニューの活用を促すため、毎年度、市町村に対し市町村支援メニューの活用希望を照会し、市町村支援推進部会において支援対象市町村を決定の上、支援を行うことを基本とします。

※ 市町村支援メニューによっては、市町村から年度途中で随時申し込むこと又は各部局担当課の個別の照会から申し込むことも可能です（詳細は市町村支援メニューを参照）。

#### 《市町村支援メニューの活用フロー図》

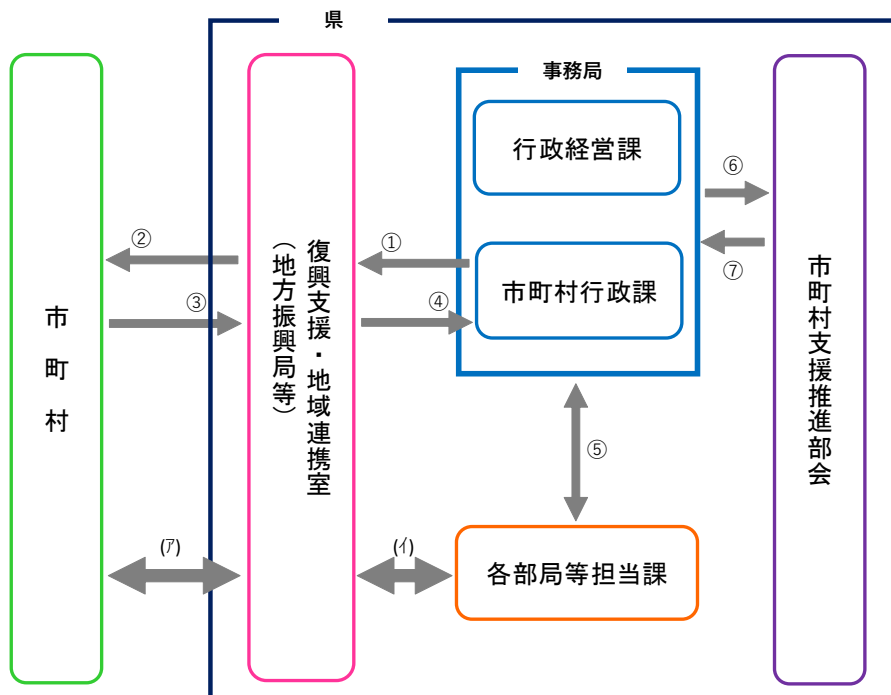


- ①② 市町村支援メニューの活用希望照会
- ③④ 市町村支援メニューの活用希望回答
- ⑤ 支援に向けた庁内調整
- ⑥ 支援対象市町村を協議
- ⑦ 支援対象市町村を決定
- ⑧ 市町村支援の実施

## 2 市町村支援メニューの更新

- 県は、市町村の課題及び支援ニーズの適切な把握に努め、毎年度、市町村支援メニューを見直していきます。

### 《市町村支援メニューの更新フロー図》



#### 《定例》

- ①② 市町村支援メニューの更新に係る照会
- ③ 市町村支援メニューの更新に係る回答
- ④ 市町村支援メニューの更新に関し、意見を付して回答
- ⑤ 市町村支援メニューの更新に係る庁内調整
- ⑥ 市町村支援メニューの更新について協議
- ⑦ 市町村支援メニューの更新を決定

#### 《随時》

- (ア) 市町村の課題、支援ニーズの把握
- (イ) 市町村支援メニューの追加及び修正に関する要請・協議等

## ■市町村支援メニュー【分野別】

## 1 税務

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	市町村税滞納整理スキルアップ支援	県職員を3～4ヶ月間派遣し、業務の直接支援とOJTにより、滞納整理業務のノウハウを伝授します。		○	・派遣職員1人あたり1年間に派遣可能なのは3町村までです。	・税務課からの個別照会の際に申し込みます。 【照会スケジュール】 4月中旬 照会 5月上旬 支援先決定 6月～ 支援開始		総務部 税務課 市町村財政課	税務課の職員が県内町村を訪問し、町村の要望に応じた期間、継続的に差押手続きや徴収要領作成に向けたアドバイスなどを行います。
2	地方税法第48条に基づく直接徴収	市町村の実情に応じて、直接徴収事務を行います。	○	○		・各地方振興局県税部からの個別照会の際に申し込みます。 ・年度途中に同部へ随時申込むことも可能です。 【照会スケジュール】 6月中旬 照会(照会元 各県税部) 7月上旬 引受開始		総務部 税務課 各地方振興局県税部	個人住民税の困難案件を市町村に代わって徴収します。普通徴収分はもとより、特別徴収分も積極的に徴収します。
3	併任による地方税の徴収支援	県職員を市町村職員と併任し、徴収事務を支援します。	○	○		・各地方振興局単位で開催する「地方税滞納整理推進会議地区会議」(6月～7月開催)において、照会を行います。その後、随時に申し込みください。		総務部 税務課 各地方振興局県税部	県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件を徴収します。金融機関での預金調査や関係先の検索なども行います。

## 2 消防防災

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	国土強靱化地域計画策定支援	個別訪問による助言や研修会の開催、ひな型の提供などにより、計画策定に向けた支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申込むことも可能です。		危機管理部 危機管理課	強靱化計画策定のお悩みありませんか？県では計画策定のアドバイスや最新の情報を提供します。どんどん質問をお寄せください。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
2	市町村業務継続計画策定支援	各町村を依頼に応じて訪問し、計画策定に向けた助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みます。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		危機管理部 危機管理課	業務継続計画の策定で困っていませんか？ 重要6要素を全て備えた業務継続計画を一緒に考えていきましょう。
3	消防団員確保対策業務	消防団員の確保に向けた現状分析、課題の抽出、対応策の策定及び実行支援を行います。	○	○	・支援が必要な市町村のうち、条例充足率が低く(概ね80%以下)、機能別団員制度等の確保対策未導入の市町村を優先します。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		危機管理部 消防保安課	消防団員確保のための課題分析や支援策の検討に連携して取り組みます。

### 3 くらし・生活・文化・ICT

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	ICTアドバイザー派遣	市町村のICTへの取組を推進するため、専門家を派遣し、ヒアリングを実施して課題を把握するとともに、解決策の提案を行います。	○	○	・専門家派遣:39市町村を選定し支援します。 ・解決策提案:16市町村程度を選定し支援します。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月末～	ふくしまICT活用推進協議会が実施する	企画調整部 情報政策課	・情報化にあたって困りごとはありませんか？ ・専門家がヒアリングにより課題を明らかにし、解決をお手伝いします。
2	福島ならではの働き方・暮らし方体験プログラム策定等支援	首都圏の若者に福島ならではの働き方・暮らし方を体験してもらうための、地域ディレクター(受入団体)の掘り起こし、体験プログラムづくりなどを地元市町村と連携し、伴走型で支援します。	○	○	希望のあった市町村の属する地域を3地域程度選定し、支援します。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 8～9月頃 照会(各地方振興局とりまとめ) 2月下旬 支援先決定(複数市町村からの実施要望がある振興局単位) 4月～3月 支援開始		企画調整部 地域振興課(各地方振興局)	・首都圏等の若者に地元ならではの地域資源をいかした仕事と暮らし方を提案してみませんか？ ・地域の皆さんと一緒に魅力的な体験プログラムをつくり、首都圏等の若者に発信し、地域と深く関わる人材を増やしていきましょう。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR	
			市	町村 その他 の要件					
3	市町村男女共同参画基本計画策定支援	アドバイザーを派遣し、計画策定に係る助言等を行います。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> 3月上旬～中旬 照会 3月下旬 支援先決定 4月～ 支援開始	※支援先は5町村を想定しています。 ※4月以降に支援依頼があった場合は、支援状況をみながら随時対応します。	生活環境部 男女共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりにつながります。</li> <li>・計画を策定したいが、どこから手をつければよいか分からないといったお悩みはございませんか？</li> <li>・男女共同参画に関して専門的な知識を有するアドバイザーが、計画策定のお手伝いをいたします！</li> <li>・計画を策定し、地域における男女共同参画の意識を高めましょう！</li> </ul>	
4	地域まるごと省エネ計画策定支援	アドバイザーを派遣し、計画策定に係る助言等を行います。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> R2.6月 照会 R2.7月 支援先決定 R2.8月 支援開始		生活環境部 環境共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで省エネルギー・地球温暖化対策を推進していくためには、「地域まるごと省エネ計画」の策定が欠かせません。</li> <li>・計画策定に豊富な経験を有するアドバイザーが訪問して、策定業務をサポートします。</li> <li>・「策定を検討中」の段階でも利用可能です。お気軽にご相談ください。</li> <li>・年度内に計画を策定する、あるいは既に策定済みの場合、LED照明導入に対する補助金が活用できます。</li> </ul>	
5	消費生活相談体制強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに相談員を配置した市町村の窓口へ県の相談員を派遣して巡回訪問による支援を行います。</li> <li>・新任の相談員に対して、県センターでOJTを行います。</li> </ul>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回訪問による支援は、新たな相談員を配置して少なくとも3年目まで継続して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> 3月中旬 調整 3月下旬 支援先決定 4月から支援開始		生活環境部 消費生活課	消費生活相談員を配置した市町村窓口への支援が中心ですが、相談員のいない市町村窓口行政職員などへの支援も可能ですので、ご相談ください。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
6	埋蔵文化財調査技術協力	市町村埋蔵文化財調査等に係る技術協力・支援を行います。 (表面調査、試掘・確認調査、小規模な本発掘調査、資料整理・報告書作成、出土遺物の整理・保管、出土物の展示等)	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 2月中旬 照会 3月中旬 支援先決定 4月～ 要望時期に応じて随時支援開始	市町村の費用負担は派遣職員の旅費	教育庁 文化財課	遺跡の調査、対応、展示の仕方など、埋蔵文化財保護でのお困りごとについて、ぜひ御相談ください。

#### 4 保健・介護・福祉・こども

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	保健センター業務等支援	・県保健師を町村に派遣し、保健センター業務支援を行う。 ・保健・医療・福祉データの提供、解析など、町村の保健関係計画等の策定支援を行います。		○	・2町村程度を想定し支援します。 ・地方自治法に基づく派遣を想定しています。 (人件費は派遣先負担)	/	※令和3年度以降準備が整い次第、支援を開始予定です。	保健福祉部 保健福祉総務課	地域保健の取組をともに充実させましょう。
2	成年後見制度地域連携ネットワーク体制構築支援	成年後見制度地域連携ネットワークづくりに向けた広域による中核機関の設置を検討する市町村に社会福祉士等の専門職を派遣するなど、地域ネットワーク体制の整備を支援します。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申込むことも可能です。 【照会スケジュール】 6月中 周知・照会 7月上旬以降 支援先決定・支援開始(専門職団体と協議の上、随時支援開始)		保健福祉部 高齢福祉課	・ひとり暮らしのお年寄りをどう守りますか。 ・高齢者等の権利や財産を守るための中核機関(成年後見制度)整備を専門家とともに支援します。
3	ケアプラン点検支援	介護給付適正化に向け、介護支援専門員を派遣し、市町村(保険者)が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地からの助言を行います。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月～8月 市町村担当者向け仮マニュアル作成 7～8月 対象市町村の選定、支援決定通知 8月～12月 市町村訪問(支援)開始 1月～3月 まとめ、フィードバック、マニュアル完成		保健福祉部 高齢福祉課	・ケアプランの点検に悩んでいませんか。 ・より良いケアプランづくりのために点検方法をアドバイスします。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
4	結婚支援	複数の市町村が広域で行う結婚支援事業について、企画に関するスタッフ派遣や相談等の支援を行います。	○	○	市町村間での合意が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。	保健福祉部 子育て・青少年政策課 こども未来局	少子化対策は結婚支援から！複数市町村で行う婚活事業をお手伝いします。	
5	市町村虐待対応強化支援	児童相談所OB、弁護士、精神科医等をスーパーバイザーとして市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応についての助言等を行います。	○	○	相談内容を記載した資料の事前提出が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。	保健福祉部 児童家庭課 こども未来局	要保護児童対策地域協議会における運営方法、アセスメント等について、弁護士、精神科医、大学教授等の専門家の助言が受けられます。	

## 5 産業・観光

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	企業の人材確保・若者の雇用促進支援	・希望する市町村へ、就職専門相談員を派遣し、企業向け人材確保セミナーの開催、求職者向け出張就職相談会の実施を支援します。 ・若者Uターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。	商工労働部 雇用労政課	県就職相談窓口(ふるさと福島就職情報センター、ふくしま生活・就職応援センター)の相談員の派遣など柔軟に対応します。	
2	企業誘致業務支援	企業訪問に同行し、企業ニーズを踏まえた企画提案、関係機関との調整などの伴走型支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。	商工労働部 企業立地課(各県外事務所)	企業誘致の実現に向けて、一緒に汗を流します。	
3	開発型・提案型企業転換総合支援	地域産業復興・創生アドバイザーによる御用聞き訪問を通じ、中小企業の埋もれた技術力の発掘、製品開発への気づきを提供し、開発型企業への転換を図ります。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。	※毎月1泊2日の行程で企業訪問を実施。訪問月の2ヶ月前を目安に連絡。 商工労働部 産業創出課	県内のものづくり企業が抱える技術的課題の解決及び製品開発から販路拡大までトータルサポートいたします。	
4	公設商業施設の運営、リノベーションまちづくり等に係る専門家派遣	課題に応じて専門家を派遣し、公設商業施設の運営やまちづくりの取組への支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。	商工労働部 商業まちづくり課	リノベーションまちづくり等を進める上で専門家のアドバイスがほしいときはご相談ください。課題に応じた専門家を派遣し、取組を支援します。	

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
5	商業まちづくり基本構想の策定支援	商業まちづくりの担当者を対象とした意見交換会等の開催や計画策定に向けた支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		商工労働部 商業まちづくり課	商業まちづくり基本構想策定に当たって、どう作業を進めたらよいか、どのような内容を盛り込んだらよいかなど、お気軽にご相談ください。
6	市町村観光誘客支援	・市町村の外国人観光客等の誘客や観光の推進に向けた新規事業等に関する相談窓口として対応します。 ・市町村を訪問し、地域資源の掘り起こしや情報発信・観光プロモーション・外国人受入体制等の助言、旅行者等々の招請事業対応など市町村が実施する事業に対して適切なフォローを行います。 ・必要に応じて、外部専門アドバイザーを派遣し、助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		商工労働部 観光交流局	・インバウンド初心者でも大丈夫！ ・課題把握からマーケティングまで、取組段階に応じてアドバイスします。

## 6 農林

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	県営災害復旧事業実施要領に基づく災害復旧支援	○下記の2つの条件を満足する場合、県が事業主体となって災害復旧事業を行います。 ①国営又は県営で造成された施設、②高度な技術を必要とする工事又は工事規模が50,000千円以上の工事	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。		農林水産部 農村基盤整備課	災害発生時、被災した農業用のポンプや取水施設等の復旧の際に、高度な技術などが必要であり、どのように復旧していけばよいかお困りの場合、まずは、お気軽にご相談ください。
2	ふくしま森林再生事業業務支援	・市町村が実施する森林整備計画の策定、計画策定の際の森林所有者の合意形成(合意取得)への技術的助言を行います。 ・整備工事の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		農林水産部 森林整備課(森林整備担当)	森林整備の計画作成や業務の設計、監督等の技術支援をしております。 お気軽にご相談ください。



No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
3	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画立案業務	・市町村が実施する個別施設に係る計画策定への技術的助言を行います。 ・県が把握した施設情報の提供(拡充)を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部 森林整備課(林道担当)	林業の専門家として丁寧に相談に応じます。林道施設の個別施設計画を作る際には、まずはお気軽にご相談ください。
4	林道施設災害復旧への技術的支援	・災害時の情報収集、復旧方法や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。	災害工事自体の代行は行わない。	農林水産部 森林整備課(林道担当)	林道施設災害時の情報収集、復旧方法や設計監督等の技術支援をしております。お気軽にご相談ください。

## 7 土木・まちづくり

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	・市町村職員の事務負担の軽減と人材の育成を支援するため、町村の施設も含めた一体的な維持管理を共同で発注実施する仕組みづくりを行います。	○	○		支援担当課へ随時申し込みください。		土木部 建設産業室 土木企画課	建設事業者の減少や小規模化により、維持管理体制の確保に困っている地域において、実態を把握するため、意見交換から始めます。まずはご相談ください。
2	建築物の再エネ・省エネ技術支援	・公共施設への再エネ・省エネ導入に関し、現場で技術的支援(出前講座)を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部 営繕課	・建築物の整備で再エネや省エネの導入に悩んでいませんか？ ・再エネ・省エネ導入の事例やノウハウについて、懇切丁寧にアドバイスします。
3	汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援	・県が発注する委託業務で広域化・共同化のメニューを提案し、市町村と連携して検討します。 ・取組を促進するため、共同で先進地を視察します。	○	○	汚水処理事業を実施している(目指す)団体	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。	※支援の意向等を確認するため、汚水処理事業の広域化・共同化計画検討会を毎年開催していますので、会議時に申し出てください。 また、当方から働きかける場合もあります。	土木部 総務部 生活環境部 農林水産部 下水道課 市町村財政課 一般廃棄物課 農村基盤整備課 森林整備課	汚水処理事業の経営改善のための広域化・共同化の取組と一緒に検討します。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村				
4	土地収用法に係る事業の認定手続き支援	事業の認定に係る必要な助言を行います。	○	○			土木部 用地室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定の手続きについて、「どんな書類が必要?」「認定までの期間は?」などの疑問があれば、まずは気軽に相談してください。</li> <li>・事例やノウハウについて、懇切丁寧にアドバイスします。</li> </ul>
5	市町村道事業の県代行	過疎地域、特別豪雪地域及び山村振興地域における基幹的な市町村道で、国土交通大臣が指定する道路の新設及び改築を県が市町村に代わり行います。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別立法(過疎、山村、特豪)に該当する地域</li> <li>・広域的な道路、国県道を補完する重要路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【スケジュール】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先の決定は着手の前年度の9月下旬までに行う予定です。</li> </ul>	土木部 道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的な市町村道の新設・改築工事(舗装工を除く。)について、国の交付金を活用しながら県事業として、市町村に代わって行います。</li> </ul>
6	立地適正化計画策定に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正コンサルティングを国と共同で開催します。</li> <li>・各市町村の策定委員会に建設事務所長等が委員として参加します。</li> <li>・計画策定のための、現状分析及び将来予測手法等の資料提供し、助言を行います。</li> </ul>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域(44市町村)</li> <li>・うち用途区域(31市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月 都市関係主管課長会議(周知)</li> <li>5月～(随時)相談受け</li> <li>7月～ 立適コンサルティング(国と連携支援)</li> <li>10月～ 市町村訪問・意見交換(関係市町村)</li> </ul>	土木部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村が抱える都市の課題について一緒に考え、立地適正化計画を作ることの効果や予算獲得のためのポイント等を丁寧に解説します。</li> <li>・国との協議・打合せにも同席し、県内事情に精通した立場で各市町村の課題解決策と一緒に考え助言・支援します。</li> <li>・国や全国市町村の情報を収集・蓄積し情報提供します。</li> </ul>
7	市町村耐震化支援チームによる技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村耐震改修促進計画の見直し等について助言を行う。</li> <li>・市町村施設の耐震化に係る技術的支援を行います。</li> </ul>	○	○			土木部 建築指導課(各建設事務所建築住宅課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村耐震改修促進計画の改定や市町村施設の耐震化で困っていませんか?</li> <li>・各建設事務所の市町村耐震化支援チームが相談や技術的支援を行います。</li> </ul>

## 8 内部管理(採用・研修等)

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR	
			市	町村 その他の要件					
1	町村職員採用合同説明会等開催	町村職員採用のため、学生等に対し合同説明会や就職セミナーを開催します。		○	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 説明会開催等の2カ月前照会 説明会開催等の1カ月前担当者会議の開催 説明会等の実施	R2.5.17開催予定(コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	総務部 市町村行政課	【町村の情報発信力を強化！】町村が集結！一緒に説明会等を行い職員採用につなげましょう！	
2	町村職員インターンシップマッチング支援	町村の仕事を知りたい学生等に対して、役場見学体験を企画、実施します。		○	受入可能町村 ・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 7月以降 照会 8月 実施	オンライン (Zoom)による実施	総務部 市町村行政課	【町村の仕事の魅力を伝える！】インターンシップは職員採用の鍵！学生が町村役場等を訪ねるブレインターンシップを実施します！	
3	専門職共同リクルート活動	県が行う大学等訪問活動と連携して、希望する町村とともにリクルートを行います。		○	専門職を募集している(募集予定の)町村 ・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 3月中旬 照会 4月以降 随時開始		総務部 市町村行政課	【専門職の採用へ！】県と一緒に学校訪問！直接出向いて、専門職の確保につなげましょう！	
4	自治法派遣	「市町村等の事務処理の能率化、合理化等」に資することを目的として、県職員を市町村等に派遣します。	○	○	【派遣期間】 ・一回当たりの派遣期間は2年とする。 ・派遣の継続については、市町村等の状況等を踏まえて可否を検討する。  【業務内容】 以下の業務を優先します。 ・複数市町村による連携した取組への支援 ・広域的な調整を必要とする取組への支援	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・10月上旬: 翌年度の派遣要望照会 ・11月上旬: 各地方振興局経由で回答(個別調整) ・3月中旬: 派遣先決定 ・4月～ 支援(派遣)開始	※係員の派遣は相互人事交流により対応することを基本とします。  ※県においても職員数は限られているため、派遣要望に添えない場合があります。	総務部 市町村行政課	県の職員を市町村等に派遣し、課題解決を支援します。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村 その他 の要件				
5	法制執務研修会	文書法務課職員を講師とし、法制執務又は政策法務の基本研修(出前講座)を開催します。	○	○	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。		総務部 文書法務課	そうなんだ！条例で定めるもの、規則で定めるものの違いや制定に当たっての留意点など、法制執務上の疑問に答えます。
6	会計事務研修	地方公共団体としての会計事務の基本的な進め方についての研修を開催します。		○	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。		総務部 市町村行政課 出納局 審査課 各地方振興局(県北を除く)企画商工部市町村支援課(及び出納室)	業務量が増大する一方、職員は増えない、若手職員に会計事務を指導するにも時間がない！そんな悩みを解決します。
7	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	東京電力への自治体の損害賠償請求について、県庁での弁護士による個別相談及び弁護士が町村を訪問しての個別相談を行います。	○	○	訪問による相談は町村のみです。 ・市町村財政課へ随時申し込みください。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込むこともできます。	※県庁での法律相談は相談希望日の概ね2週間前まで、訪問しての法律相談は相談希望日の概ね1ヶ月前までに申し込むこと。	企画調整部 原子力損害対策課 避難地域復興局 総務部 市町村財政課	自治体の損害賠償でお困りの点について、経験豊富な弁護士がお答えします。
8	会計実地検査対応への助言	要望に応じて事前に会検対応に関する研修会を実施します。	○	○	避難地域市町村又は町村に限ります。 支援担当課へ随時申し込みください。		出納局 出納総務課	「かいけん」って何するの？…国の会計検査院による「会計実地検査」の受検のしかたについて、初心者向けに講座を出前いたします。
9	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	市町村からの要請に応じて、県の推進体制や財務事務に係る具体的なチェック方法等に関する情報の提供や助言を行います。	○	○	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。		出納局 審査課	職員の不祥事は住民の信頼を失うなど大きな損失。でも、どうすれば防げるのかわからない。不祥事の防止には、内部統制制度の導入が効果的です。内部統制制度の要点を簡潔かつ即実践できるようにアドバイスします。
10	工事検査に係る相談窓口	市町村からの要請に応じて、工事検査のポイントや具体的な手法等について、工事検査課及び振興局勤務の工事検査員が相談に応じます。	○	○	中核市は除きます。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。		出納局 工事検査課(県北を除く各地方振興局)	工事の検査は、請負工事の給付完了確認するための検査です。公共工事の品質確保、工事に関する技術水準の向上のため、工事検査のポイントについてアドバイスします。

■市町村支援メニュー【分野別】連絡先一覧

1 税務

No	支援業務の名称	支援担当課等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	市町村税滞納整理スキルアップ支援	総務部 税務課 市町村財政課	税務課 024-521-7069 市町村財政課 024-521-7061	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 市町村財政課 shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
2	地方税法第48条に基づく直接徴収	総務部 税務課 各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069 《県北地域》 県北地方振興局県税部 024-521-2681 《県中地域》 県中地方振興局県税部 024-935-1240 《県南地域》 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 《会津地域》 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 《相双地域》 相双地方振興局県税部 0244-26-1123 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部

No	支援業務の名称	支援担当課等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
3	併任による地方税の徴収支援	総務部 税務課 各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069 《県北地域》 県北地方振興局県税部 024-521-2681 《県中地域》 県中地方振興局県税部 024-935-1240 《県南地域》 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 《会津地域》 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 《相双地域》 相双地方振興局県税部 0244-26-1123 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

## 2 消防防災

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	国土強靱化地域計画策定支援	危機管理部 危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
2	市町村業務継続計画策定支援	危機管理部 危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
3	消防団員確保対策業務	危機管理部 消防保安課	024-521-7190	syoubou@pref.fukushima.lg.jp

## 3 暮らし・生活・文化・ICT

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	ICTアドバイザー派遣	企画調整部 情報政策課	024-521-7134	jouhou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp
2	福島ならではの働き方・暮らし方体験プログラム策定等支援	企画調整部 地域振興課 (各地方振興局)	024-521-8023	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
3	市町村男女共同参画基本計画策定支援	生活環境部 男女共生課	024-521-7188	danjo@pref.fukushima.lg.jp
4	地域まるごと省エネ計画策定支援	生活環境部 環境共生課	024-521-7813	ontai@pref.fukushima.lg.jp
5	消費生活相談体制強化支援	生活環境部 消費生活課	024-521-7737	syouhi@pref.fukushima.lg.jp
6	埋蔵文化財調査技術協力	教育庁 文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp

#### 4 保健・介護・福祉・子ども

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	保健センター業務等支援	保健福祉部 保健福祉総務課	024-521-7219	hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp
2	成年後見制度地域連携ネットワーク体制構築支援	保健福祉部 高齢福祉課	024-521-7197	koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp
3	ケアプラン点検支援	保健福祉部 高齢福祉課	024-521-7746	koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp
4	結婚支援	保健福祉部 子育て・青少年政策課 子ども未来局	024-521-7198	kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp
5	市町村虐待対応強化支援	保健福祉部 児童家庭課 子ども未来局	024-521-8665	jjidoukatei@pref.fukushima.lg.jp

#### 5 産業・観光

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	企業の人材確保・若者の雇用促進支援	商工労働部 雇用労政課	024-521-7290	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
2	企業誘致業務支援	商工労働部 企業立地課 (各県外事務所)	024-521-7916	investment@pref.fukushima.lg.jp
3	開発型・提案型企业転換総合支援	商工労働部 産業創出課	024-521-7283	business@pref.fukushima.lg.jp
4	公設商業施設の運営、リノベーションまちづくり等に係る専門家派遣	商工労働部 商業まちづくり課	024-521-7199	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp



No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
5	商業まちづくり基本構想の策定支援	商工労働部 商業まちづくり課	024-521-7126	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
6	市町村観光誘客支援	商工労働部 観光交流局	024-521-7287	tourism@pref.fukushima.lg.jp

## 6 農林

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	県営災害復旧事業実施要領に基づく災害復旧支援	農林水産部 農村基盤整備課	024-521-7412	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
2	ふくしま森林再生事業業務支援	農林水産部 森林整備課 (森林整備担当)	024-521-7435	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
3	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画立案業務	農林水産部 森林整備課 (林道担当)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
4	林道施設災害復旧への技術的支援	農林水産部 森林整備課 (林道担当)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp

## 7 土木・まちづくり

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	土木部 建設産業室	024-521-7452	kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp
2	建築物の再エネ・省エネ技術支援	土木部 営繕課	024-521-7527	eizen@pref.fukushima.lg.jp
3	汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援	土木部 下水道課	024-521-7515	gesuidou@pref.fukushima.lg.jp
4	土地収用法に係る事業の認定手続き支援	土木部 用地室	024-521-7464	youchi@pref.fukushima.lg.jp
5	市町村道事業の県代行(協定に基づく代行を含む)	土木部 道路管理課	024-521-7503	dourokanri@pref.fukushima.lg.jp
6	立地適正化計画策定に係る支援	土木部 都市計画課	024-521-7508	toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp
7	市町村耐震化支援チームによる技術的支援等	土木部 建築指導課	建築指導課 024-521-7523 県北建設事務所建築住宅課 024-521-2575 県中建設事務所建築住宅課 024-935-1462 県南建設事務所建築住宅課 0248-23-1636 会津若松建設事務所建築住宅課 0242-29-5461 喜多方建設事務所建築住宅課 0241-24-5727 南会津建設事務所建築住宅課 0241-62-5337 相双建設事務所建築住宅課 0244-26-1223 いわき建設事務所建築住宅課 0246-24-6134	建築指導課 kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp 県北建設事務所建築住宅課 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 県中建設事務所建築住宅課 kentyu.ken@pref.fukushima.lg.jp 県南建設事務所建築住宅課 kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp 会津若松建設事務所建築住宅課 wakamatsu.ken@pref.fukushima.lg.jp 喜多方建設事務所建築住宅課 kitakata.ken@pref.fukushima.lg.jp 南会津建設事務所建築住宅課 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 相双建設事務所建築住宅課 sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp いわき建設事務所建築住宅課 iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

## 8 内部管理(採用・研修等)

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	町村職員採用合同説明会等開催	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
2	町村職員インターンシップマッチング支援	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
3	専門職共同リクルート活動	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
4	自治法派遣	総務部 市町村行政課	024-521-7304	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
5	法制執務研修会	総務部 文書法務課	024-521-7050	houmu@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
6	会計事務研修	総務部 市町村行政課 出納局 審査課 各地方振興局(県北を 除く)企画商工部市町村 支援課(及び出納室)	市町村行政課 024-521-7137 《県北地域》 審査課 024-521-7207 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 024-935-1214 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 0248-23-1524 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 0242-29-5214 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 0241-62-5203 《相双地域》 相双地方振興局企画商工部 0244-26-1115 《いわき地域》 いわき地方振興局企画商工部 0246-24-6005	市町村行政課 shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 審査課 shinsa@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 kenchu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局企画商工部 souso.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局企画商工部 iwaki.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp
7	市町村に対する原子力損害賠償に 関する法律相談	企画調整部 避難地域復興局 総務部 市町村財政課	024-521-7103 024-521-7059	baishousien@pref.fukushima.lg.jp shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
8	会計実地検査対応への助言	出納局 出納総務課	024-521-7558	suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
9	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	出納局 審査課	024-521-2842	shinsa@pref.fukushima.lg.jp
10	工事検査に係る相談窓口	出納局 工事検査課 (県北を除く各地方振興局)	≪県北地域≫ 工事検査課 024-521-7459 ≪県中地域≫ 県中地方振興局出納室 024-935-1406 ≪県南地域≫ 県南地方振興局出納室 0248-23-1639 ≪会津地域≫ 会津地方振興局出納室 0242-29-5477 ≪南会津地域≫ 南会津地方振興局出納室 0241-62-5351 ≪相双地域≫ 相双地方振興局出納室 0244-26-1305	≪県北地域≫ 工事検査課 koujikenka@pref.fukushima.lg.jp ≪県中地域≫ 県中地方振興局出納室 kenchu.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪県南地域≫ 県南地方振興局出納室 kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪会津地域≫ 会津地方振興局出納室 aizu.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪南会津地域≫ 南会津地方振興局出納室 minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪相双地域≫ 相双地方振興局出納室 souso.suito@pref.fukushima.lg.jp

別紙2

■市町村支援メニュー【形態別】

1 採用支援

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	町村職員採用合同説明会等開催	町村職員採用のため、学生等に対し合同説明会や就職セミナーを開催します。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 説明会開催等の2カ月前照会 説明会開催等の1カ月前担当者会議の開催 説明会等の実施	R2.5.17開催予定(コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	総務部 市町村行政課	【町村の情報発信力を強化！】町村が集結！一緒に説明会等を行い職員採用につなげましょう！
2	町村職員インターンシップマッチング支援	町村の仕事を知りたい学生等に対して、役場見学体験を企画、実施します。		○	受入可能町村	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 7月以降 照会 8月 実施	オンライン (Zoom)による実施	総務部 市町村行政課	【町村の仕事の魅力を伝える！】インターンシップは職員採用の鍵！学生が町村役場等を訪ねるブレインターンシップを実施します！
3	専門職共同リクルート活動	県が行う大学等訪問活動と連携して、希望する町村とともにリクルートを行います。		○	専門職を募集している(募集予定の)町村	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 3月中旬 照会 4月以降 随時開始		総務部 市町村行政課	【専門職の採用へ！】県と一緒に学校訪問！直接出向いて、専門職の確保につなげましょう！

## 2 研修

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当部局等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	法制執務研修会	文書法務課職員を講師とし、法制執務又は政策法務の基本研修(出前講座)を開催します。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		総務部 文書法務課	そうなんだ！条例で定めるもの、規則で定めるものの違いや制定に当たっての留意点など、法制執務上の疑問に答えます。
2	会計事務研修	地方公共団体としての会計事務の基本的な進め方についての研修を開催します。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		総務部 出納局  市町村行政課 審査課  各地方振興局(県北を除く)企画商工部市町村支援課(及び出納室)	業務量が増大する一方、職員は増えない、若手職員に会計事務を指導するにも時間がない！ そんな悩みを解決します。
3	会計実地検査対応への助言	要望に応じて事前に会検対応に関する研修会を実施します。	○	○	避難地域市町村又は町村に限ります。	支援担当課へ随時申し込みください。		出納局 出納総務課	「かいけん」って何するの？…国の会計検査院による「会計実地検査」の受検のしかたについて、初心者向けに講座を出前いたします。

### 3 職員、専門家等派遣

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村 その他の要件					
1	自治法派遣	「市町村等の事務処理の効率化、合理化等」に資することを目的として、県職員を市町村等に派遣します。	○	○ 【派遣期間】 ・一回当たりの派遣期間は2年とする。 ・派遣の継続については、市町村等の状況等を踏まえて可否を検討する。  【業務内容】 以下の業務を優先します。 ・複数市町村による連携した取組への支援 ・広域的な調整を必要とする取組への支援	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・10月上旬:翌年度の派遣要望照会 ・11月上旬:各地方振興局経由で回答(個別調整) ・3月中旬:派遣先決定 ・4月～ 支援(派遣)開始	※係員の派遣は相互人事交流により対応することを基本とします。  ※県においても職員数は限られているため、派遣要望に添えない場合があります。	総務部	市町村行政課	県の職員を市町村等に派遣し、課題解決を支援します。
2	市町村税滞納整理スキルアップ支援	県職員を3～4ヶ月間派遣し、業務の直接支援とOJTにより、滞納整理業務のノウハウを伝授します。	○	○ ・派遣職員1人あたり1年間に派遣可能なのは3町村までです。	・税務課からの個別照会の際に申し込みます。 【照会スケジュール】 4月中旬 照会 5月上旬 支援先決定 6月～ 支援開始		総務部	税務課  市町村財政課	税務課の職員が県内町村を訪問し、町村の要望に応じた期間、継続的に差押手続きや徴収要領作成に向けたアドバイスなどを行います。
3	ICTアドバイザー派遣	市町村のICTへの取組を推進するため、専門家を派遣し、ヒアリングを実施して課題を把握するとともに、解決策の提案を行います。	○	○ ・専門家派遣:39市町村を選定し支援します。 ・解決策提案:16市町村程度を選定し支援します。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月末～	ふくしまICT活用推進協議会が実施する	企画調整部	情報政策課	・情報化にあたって困りごとはありませんか？ ・専門家がヒアリングにより課題を明らかにし、解決をお手伝いします。



No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村 その他の要件				
4	消費生活相談体制強化支援	・新たに相談員を配置した市町村の窓口にて県の相談員を派遣して巡回訪問による支援を行います。 ・新任の相談員に対して、県センターでOJTを行います。	○	○ 巡回訪問による支援は、新たな相談員を配置して少なくとも3年目まで継続して行う。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。 【照会スケジュール】 3月中旬 調整 3月下旬 支援先決定 4月から支援開始		生活環境部 消費生活課	消費生活相談員を配置した市町村窓口への支援が中心ですが、相談員のいない市町村窓口行政職員などへの支援も可能ですので、ご相談ください。
5	保健センター業務等支援	・県保健師を町村に派遣し、保健センター業務支援を行う。 ・保健・医療・福祉データの提供、解析など、町村の保健関係計画等の策定支援を行います。	○	○ ・2町村程度を選定し支援します。 ・地方自治法に基づく派遣を想定しています。 (人件費は派遣先負担)		※令和3年度以降準備が整い次第、支援を開始予定です。	保健福祉部 保健福祉総務課	地域保健の取組をともに充実させましょう。
6	ケアプラン点検支援	介護給付適正化に向け、介護支援専門員を派遣し、市町村(保険者)が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地からの助言を行います。	○	○	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月～8月 市町村担当者向け仮マニュアル作成 7～8月 対象市町村の選定、支援決定通知 8月～12月 市町村訪問(支援)開始 1月～3月 まとめ、フィードバック、マニュアル完成		保健福祉部 高齢福祉課	・ケアプランの点検に悩んでいませんか。 ・より良いケアプランづくりのために点検方法をアドバイスします。
7	市町村虐待対応強化支援	児童相談所OB、弁護士、精神科医等をスーパーバイザーとして市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応についての助言等を行います。	○	○ 相談内容を記載した資料の事前提出が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みことも可能です。		保健福祉部 児童家庭課 こども未来局	要保護児童対策地域協議会における運営方法、アセスメント等について、弁護士、精神科医、大学教授等の専門家の助言が受けられます。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
8	開発型・提案型企业 転換総合支援	地域産業復興・創生アドバイザーによる御用聞き訪問を通じ、中小企業の埋もれた技術力の発掘、製品開発への気づきを提供し、開発型企业への転換を図ります。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。	※毎月1泊2日の行程で企業訪問を実施。訪問月の2ヶ月前を目安に連絡。	商工労働部 産業創出課	県内のものづくり企業が抱える技術的課題の解決及び製品開発から販路拡大までトータルサポートいたします。
9	公設商業施設の運営、リノベーションまちづくり等に係る専門家派遣	課題に応じて専門家を派遣し、公設商業施設の運営やまちづくりの取組への支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		商工労働部 商業まちづくり課	リノベーションまちづくり等を進める上で専門家のアドバイスがほしいときはご相談ください。課題に応じた専門家を派遣し、取組を支援します。
10	埋蔵文化財調査技術協力	市町村埋蔵文化財調査等に係る技術協力・支援を行います。(表面調査、試掘・確認調査、小規模な本発掘調査、資料整理・報告書作成、出土遺物の整理・保管、出土物の展示等)	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 2月中旬 照会 3月中旬 支援先決定 4月～ 要望時期に応じて随時支援開始	市町村の費用負担は派遣職員の旅費	教育庁 文化財課	遺跡の調査、対応、展示の仕方など、埋蔵文化財保護でのお困りごとについて、ぜひ御相談ください。

#### 4 各種計画等策定支援

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	国土強靱化地域計画策定支援	個別訪問による助言や研修会の開催、ひな型の提供などにより、計画策定に向けた支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		危機管理部 危機管理課	強靱化計画策定のお悩みありますか？県では計画策定のアドバイスや最新の情報を提供します。どんどん質問をお寄せください。
2	市町村業務継続計画策定支援	各町村を依頼に応じて訪問し、計画策定に向けた助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みます。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		危機管理部 危機管理課	業務継続計画の策定で困っていませんか？重要6要素を全て備えた業務継続計画と一緒に考えていきましょう。
3	市町村男女共同参画基本計画策定支援	アドバイザーを派遣し、計画策定に係る助言等を行います。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。 【照会スケジュール】 3月上旬～中旬 照会 3月下旬 支援先決定 4月～ 支援開始	※支援先は5町村を想定しています。 ※4月以降に支援依頼があった場合は、支援状況をみながら随時対応します。	生活環境部 男女共生課	・男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりにつながります。 ・計画を策定したいが、どこから手をつければよいか分からないといったお悩みはございませんか？ ・男女共同参画に関して専門的な知識を有するアドバイザーが、計画策定のお手伝いをいたします！ ・計画を策定し、地域における男女共同参画の意識を高めましょう！

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
4	地域まるごと省エネ計画策定支援	アドバイザーを派遣し、計画策定に係る助言等を行います。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。</li> <li>年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> R2.6月 照会 R2.7月 支援先決定 R2.8月 支援開始		生活環境部 環境共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみで省エネルギー・地球温暖化対策を推進していくためには、「地域まるごと省エネ計画」の策定が欠かせません。</li> <li>計画策定に豊富な経験を有するアドバイザーが訪問して、策定業務をサポートします。</li> <li>「策定を検討中」の段階でも利用可能です。お気軽にご相談ください。</li> <li>年度内に計画を策定する、あるいは既に策定済みの場合、LED照明導入に対する補助金が活用できます。</li> </ul>
5	商業まちづくり基本構想の策定支援	商業まちづくりの担当者を対象とした意見交換会等の開催や計画策定に向けた支援を行います。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul>		商工労働部 商業まちづくり課	商業まちづくり基本構想策定に当たって、どう作業を進めたらよいか、どのような内容を盛り込んだらよいかなど、お気軽にご相談ください。
6	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画立案業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する個別施設に係る計画策定への技術的助言を行います。</li> <li>県が把握した施設情報の提供(拡充)を行います。</li> </ul>	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul>		農林水産部 森林整備課(林道担当)	林業の専門家として丁寧にご相談に応じます。林道施設の個別施設計画を作る際には、まずはお気軽にご相談ください。
7	立地適正化計画策定に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正コンサルティングを国と共同で開催します。</li> <li>各市町村の策定委員会に建設事務所長等が委員として参加します。</li> <li>計画策定のための、現状分析及び将来予測手法等の資料提供し、助言を行います。</li> </ul>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域(44市町村)</li> <li>うち用途区域(31市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> 5月 都市関係主管課長会議(周知) 5月～(随時)相談受け付け 7月～ 立適コンサルティング(国と連携支援) 10月～ 市町村訪問・意見交換(関係市町村)		土木部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村が抱える都市の課題について一緒に考え、立地適正化計画を作ることの効果や予算獲得のためのポイント等を丁寧に解説します。</li> <li>国との協議・打合せにも同席し、県内事情に精通した立場で各市町村の課題解決策と一緒に考え助言・支援します。</li> <li>国や全国市町村の情報を収集・蓄積し情報提供します。</li> </ul>

## 5 助言・技術支援

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	東京電力への自治体の損害賠償請求について、県庁での弁護士による個別相談及び弁護士が町村を訪問しての個別相談を行います。	○	○	訪問による相談は町村のみです。	・市町村財政課へ随時申し込みください。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込むこともできます。	※県庁での法律相談は相談希望日の概ね2週間前まで、訪問しての法律相談は相談希望日の概ね1ヶ月前までに申し込むこと。	企画調整部 原子力損害対策 避難地域復興課 総務部 市町村財政課	自治体の損害賠償でお困りの点について、経験豊富な弁護士がお答えします。
2	ふくしま森林再生事業業務支援	・市町村が実施する森林整備計画の策定、計画策定の際の森林所有者の合意形成(合意取得)への技術的助言を行います。 ・整備工事の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部 森林整備課 (森林整備担当)	森林整備の計画作成や業務の設計、監督等の技術支援しております。 お気軽にご相談ください。
3	林道施設災害復旧への技術的支援	・災害時の情報収集、復旧方法や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。	災害工事自体の代行は行わない。	農林水産部 森林整備課 (林道担当)	林道施設災害時の情報収集、復旧方法や設計監督等の技術支援しております。 お気軽にご相談ください。
4	建築物の再エネ・省エネ技術支援	・公共施設への再エネ・省エネ導入に関し、現場で技術的支援(出前講座)を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部 営繕課	・建築物の整備で再エネや省エネの導入に悩んでいませんか？ ・再エネ・省エネ導入の事例やノウハウについて、懇切丁寧にアドバイスします。
5	土地収用法に係る事業の認定手続き支援	事業の認定に係る必要な助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部 用地室	・事業認定の手続きについて、「どんな書類が必要?」「認定までの期間は?」などの疑問があれば、まずは気軽に相談してください。 ・事例やノウハウについて、懇切丁寧にアドバイスします。
6	市町村耐震化支援チームによる技術的支援	・市町村耐震改修促進計画の見直し等について助言を行う。 ・市町村施設の耐震化に係る技術的支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部 建築指導課 (各建設事務所建築住宅課)	・市町村耐震改修促進計画の改定や市町村施設の耐震化で困っていませんか？ ・各建設事務所の市町村耐震化支援チームが相談や技術的支援を行います。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
7	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	市町村からの要請に応じて、県の推進体制や財務事務に係る具体的なチェック方法等に関する情報の提供や助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		出納局 審査課	職員の不祥事は住民の信頼を失うなど大きな損失。でも、どうすれば防げるのかわからない。不祥事の防止には、内部統制制度の導入が効果的です。内部統制制度の要点を簡潔かつ即実践できるようにアドバイスします。
8	工事検査に係る相談窓口	市町村からの要請に応じて、工事検査のポイントや具体的な手法等について、工事検査課及び振興局勤務の工事検査員が相談に応じます。	○	○	中核市は除きます。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		出納局 工事検査課(県北を除く各地方振興局)	工事の検査は、請負工事の給付完了確認するための検査です。公共工事の品質確保、工事に関する技術水準の向上のため、工事検査のポイントについてアドバイスします。

## 6 共同発注

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	・市町村職員の事務負担の軽減と人材の育成を支援するため、町村の施設も含めた一体的な維持管理を共同で発注実施する仕組みづくりを行います。	○	○		支援担当課へ随時申し込みください。		土木部 建設産業室 土木企画課	建設事業者の減少や小規模化により、維持管理体制の確保に困っている地域において、実態を把握するため、意見交換から始めます。まずはご相談ください。

## 7 代行

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	地方税法第48条に基づく直接徴収	市町村の実情に応じて、直接徴収事務を行います。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方振興局県税部からの個別照会の際に申し込みます。</li> <li>年度途中に同部へ随時申込みすることも可能です。</li> </ul> <b>【照会スケジュール】</b> 6月中旬 照会(照会元 各県税部) 7月上旬 引受開始		総務部 税務課 各地方振興局県税部	個人住民税の困難案件を市町村に代わって徴収します。普通徴収分はもとより、特別徴収分も積極的に徴収します。
2	併任による地方税の徴収支援	県職員を市町村職員と併任し、徴収事務を支援します。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方振興局単位で開催する「地方税滞納整理推進会議地区会議」(6月～7月開催)において、照会を行います。その後、随時に申し込みください。</li> </ul>		総務部 税務課 各地方振興局県税部	県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件を徴収します。金融機関での預金調査や関係先の捜索なども行います。
3	県営災害復旧事業実施要領に基づく災害復旧支援	○下記の2つの条件を満足する場合、県が事業主体となって災害復旧事業を行います。 ①国営又は県営で造成された施設、②高度な技術を必要とする工事又は工事規模が50,000千円以上の工事	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。		農林水産部 農村基盤整備課	災害発生時、被災した農業用のポンプや取水施設等の復旧の際に、高度な技術などが必要であり、どのように復旧していけばよいのかお困りの場合、まずは、お気軽にご相談ください。
4	市町村道事業の県代行	過疎地域、特別豪雪地域及び山村振興地域における基幹的な市町村道で、国土交通大臣が指定する道路の新設及び改築を県が市町村に代わり行います。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別立法(過疎、山村、特豪)に該当する地域</li> <li>広域的な道路、国県道を補完する重要路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。</li> </ul> <b>【スケジュール】</b> ・支援先の決定は着手の前年度の9月下旬までに行う予定です。		土木部 道路管理課	基幹的な市町村道の新設・改築工事(舗装工を除く。)について、国の交付金を活用しながら県事業として、市町村に代わって行います。

## 8 広域連携

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	成年後見制度地域連携ネットワーク体制構築支援	成年後見制度地域連携ネットワークづくりに向けた広域による中核機関の設置を検討する市町村に社会福祉士等の専門職を派遣するなど、地域ネットワーク体制の整備を支援します。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。 【照会スケジュール】 6月中 周知・照会 7月上旬以降 支援先決定・支援開始(専門職団体と協議の上、随時支援開始)		保健福祉部 高齢福祉課	・ひとり暮らしのお年寄りをどう守りますか。 ・高齢者等の権利や財産を守るための中核機関(成年後見制度)整備を専門家とともに支援します。
2	結婚支援	複数の市町村が広域で行う結婚支援事業について、企画に関するスタッフ派遣や相談等の支援を行います。	○	○	市町村間での合意が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		保健福祉部 子ども・青少年政策課	少子化対策は結婚支援から！複数市町村で行う婚活事業をお手伝いします。
3	汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援	・県が発注する委託業務で広域化・共同化のメニューを提案し、市町村と連携して検討します。 ・取組を促進するため、共同で先進地を視察します。	○	○	汚水処理事業を実施している(目指す)団体	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。	※支援の意向等を確認するため、汚水処理事業の広域化・共同化計画検討会を毎年開催していますので、会議時に申し出てください。 また、当方から働きかける場合もあります。	土木部 総務部 生活環境部 農林水産部 下水道課 市町村財政課 一般廃棄物課 農村基盤整備課 森林整備課	汚水処理事業の経営改善のための広域化・共同化の取組と一緒に検討します。



## 9 複合型

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
1	消防団員確保対策業務	消防団員の確保に向けた現状分析、課題の抽出、対応策の策定及び実行支援を行います。	○	○	・支援が必要な市町村のうち、条例充足率が低く(概ね80%以下)、機能別団員制度等の確保対策未導入の市町村を優先します。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。		危機管理部 消防保安課	消防団員確保のための課題分析や支援策の検討に連携して取り組みます。
2	福島ならではの働き方・暮らし方体験プログラム策定等支援	首都圏の若者に福島ならではの働き方・暮らし方を体験してもらうための、地域ディレクター(受入団体)の掘り起こし、体験プログラムづくりなどを地元市町村と連携し、伴走型で支援します。	○	○	希望のあった市町村の属する地域を3地域程度選定し、支援します。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 8～9月頃 照会(各地方振興局とりまとめ) 2月下旬 支援先決定(複数市町村からの実施要望がある振興局単位) 4月～3月 支援開始		企画調整部 地域振興課(各地方振興局)	・首都圏等の若者に地元ならではの地域資源をいかした仕事と暮らし方を提案してみませんか？ ・地域の皆さんと一緒に魅力的な体験プログラムをつくり、首都圏等の若者に発信し、地域と深く関わる人材を増やしていきましょう。
3	企業の人材確保・若者の雇用促進支援	・希望する市町村へ、就職専門相談員を派遣し、企業向け人材確保セミナーの開催、求職者向け出張就職相談会の実施を支援します。 ・若者Uターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。		商工労働部 雇用労政課	県就職相談窓口(ふるさと福島就職情報センター、ふくしま生活・就職応援センター)の相談員の派遣など柔軟に対応します。
4	企業誘致業務支援	企業訪問に同行し、企業ニーズを踏まえた企画提案、関係機関との調整などの伴走型支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。		商工労働部 企業立地課(各県外事務所)	企業誘致の実現に向けて、一緒に汗を流します。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR	
			市	町村					その他の要件
5	市町村観光誘客支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の外国人観光客等の誘客や観光の推進に向けた新規事業等に関する相談窓口として対応します。</li> <li>・市町村を訪問し、地域資源の掘り起こしや情報発信・観光プロモーション・外国人受入体制等の助言、旅行業者等の招請事業対応など市町村が実施する事業に対して適切なフォローを行います。</li> <li>・必要に応じて、外部専門アドバイザーを派遣し、助言を行います。</li> </ul>	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul>		商工労働部 観光交流課 観光交流局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド初心者でも大丈夫!</li> <li>・課題把握からマーケティングまで、取組段階に応じてアドバイスします。</li> </ul>

■市町村支援メニュー【形態別】連絡先一覧

1 採用支援

No	支援業務の名称	支援担当課等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	町村職員採用合同説明会等開催	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
2	町村職員インターンシップマッチング支援	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
3	専門職共同リクルート活動	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp

## 2 研修

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	法制執務研修会	総務部 文書法務課	024-521-7050	houmu@pref.fukushima.lg.jp
2	会計事務研修	総務部 市町村行政課 出納局 審査課 各地方振興局(県北を 除く)企画商工部市町村 支援課(及び出納室)	市町村行政課 024-521-7137 《県北地域》 審査課 024-521-7207 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 024-935-1214 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 0248-23-1524 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 0242-29-5214 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 0241-62-5203 《相双地域》 相双地方振興局企画商工部 0244-26-1115 《いわき地域》 いわき地方振興局企画商工部 0246-24-6005	市町村行政課 shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 審査課 shinsa@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 kenchu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局企画商工部 souso.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局企画商工部 iwaki.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp
3	会計実地検査対応への助言	出納局 出納総務課	024-521-7558	suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp

### 3 職員、専門家等派遣

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	自治法派遣	総務部 市町村行政課	024-521-7304	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
2	市町村税滞納整理スキルアップ支援	総務部 税務課 市町村財政課	税務課 024-521-7069 市町村財政課 024-521-7061	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 市町村財政課 shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
3	ICTアドバイザー派遣	企画調整部 情報政策課	024-521-7134	jouhou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp
4	消費生活相談体制強化支援	生活環境部 消費生活課	024-521-7737	syouhi@pref.fukushima.lg.jp
5	保健センター業務等支援	保健福祉部 保健福祉総務課	024-521-7219	hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp
6	ケアプラン点検支援	保健福祉部 高齢福祉課	024-521-7746	koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp
7	市町村虐待対応強化支援	保健福祉部 児童家庭課 こども未来局	024-521-8665	jjidoukatei@pref.fukushima.lg.jp
8	開発型・提案型企业転換総合支援	商工労働部 産業創出課	024-521-7283	business@pref.fukushima.lg.jp
9	公設商業施設の運営、リノベーションまちづくり等に係る専門家派遣	商工労働部 商業まちづくり課	024-521-7199	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
10	埋蔵文化財調査技術協力	教育庁 文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp

#### 4 各種計画等策定支援

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	国土強靱化地域計画策定支援	危機管理部 危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
2	市町村業務継続計画策定支援	危機管理部 危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
3	市町村男女共同参画基本計画策定支援	生活環境部 男女共生課	024-521-7188	danjo@pref.fukushima.lg.jp
4	地域まるごと省エネ計画策定支援	生活環境部 環境共生課	024-521-7813	ontai@pref.fukushima.lg.jp
5	商業まちづくり基本構想の策定支援	商工労働部 商業まちづくり課	024-521-7126	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
6	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画立案業務	農林水産部 森林整備課 (林道担当)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
7	立地適正化計画策定に係る支援	土木部 都市計画課	024-521-7508	toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp

## 5 助言・技術支援

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	企画調整部 原子力損害対策課 避難地域復興局	024-521-7103	baishousien@pref.fukushima.lg.jp
		総務部 市町村財政課	024-521-7059	shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
2	ふくしま森林再生事業業務支援	農林水産部 森林整備課 (森林整備担当)	024-521-7435	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
3	林道施設災害復旧への技術的支援	農林水産部 森林整備課 (林道担当)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
4	建築物の再エネ・省エネ技術支援	土木部 営繕課	024-521-7527	eizen@pref.fukushima.lg.jp
5	土地収用法に係る事業の認定手続き支援	土木部 用地室	024-521-7464	youchi@pref.fukushima.lg.jp
6	市町村耐震化支援チームによる技術的支援等	土木部 建築指導課	建築指導課 024-521-7523 県北建設事務所建築住宅課 024-521-2575 県中建設事務所建築住宅課 024-935-1462 県南建設事務所建築住宅課 0248-23-1636 会津若松建設事務所建築住宅課 0242-29-5461 喜多方建設事務所建築住宅課 0241-24-5727 南会津建設事務所建築住宅課 0241-62-5337 相双建設事務所建築住宅課 0244-26-1223 いわき建設事務所建築住宅課 0246-24-6134	建築指導課 kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp 県北建設事務所建築住宅課 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 県中建設事務所建築住宅課 kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp 県南建設事務所建築住宅課 kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp 会津若松建設事務所建築住宅課 wakamatsu.ken@pref.fukushima.lg.jp 喜多方建設事務所建築住宅課 kitakata.ken@pref.fukushima.lg.jp 南会津建設事務所建築住宅課 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 相双建設事務所建築住宅課 sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp いわき建設事務所建築住宅課 iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当課等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
7	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	出納局 審査課	024-521-2842	shinsa@pref.fukushima.lg.jp
8	工事検査に係る相談窓口	出納局 工事検査課 (県北を除く各地方振興局)	≪県北地域≫ 工事検査課 024-521-7459 ≪県中地域≫ 県中地方振興局出納室 024-935-1406 ≪県南地域≫ 県南地方振興局出納室 0248-23-1639 ≪会津地域≫ 会津地方振興局出納室 0242-29-5477 ≪南会津地域≫ 南会津地方振興局出納室 0241-62-5351 ≪相双地域≫ 相双地方振興局出納室 0244-26-1305	≪県北地域≫ 工事検査課 koujikensa@pref.fukushima.lg.jp ≪県中地域≫ 県中地方振興局出納室 kenchu.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪県南地域≫ 県南地方振興局出納室 kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪会津地域≫ 会津地方振興局出納室 aizu.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪南会津地域≫ 南会津地方振興局出納室 minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp ≪相双地域≫ 相双地方振興局出納室 souso.suito@pref.fukushima.lg.jp

## 6 共同発注

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	土木部 建設産業室	024-521-7452	kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp



## 7 代行

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	地方税法第48条に基づく直接徴収	総務部 税務課 各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069 << 県北地域 >> 県北地方振興局県税部 024-521-2681 << 県中地域 >> 県中地方振興局県税部 024-935-1240 << 県南地域 >> 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 << 会津地域 >> 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 << 南会津地域 >> 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 << 相双地域 >> 相双地方振興局県税部 0244-26-1123 << いわき地域 >> いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp << 県北地域 >> 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 県中地域 >> 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 県南地域 >> 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 会津地域 >> 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 南会津地域 >> 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 相双地域 >> 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << いわき地域 >> いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
2	併任による地方税の徴収支援	総務部 税務課 各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069 《県北地域》 県北地方振興局県税部 024-521-2681 《県中地域》 県中地方振興局県税部 024-935-1240 《県南地域》 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 《会津地域》 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 《相双地域》 相双地方振興局県税部 0244-26-1123 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp
3	県営災害復旧事業実施要領に基づく災害復旧支援	農林水産部 農村基盤整備課	024-521-7412	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
4	市町村道事業の県代行(協定に基づく代行を含む)	土木部 道路管理課	024-521-7503	dourokanri@pref.fukushima.lg.jp

## 8 広域連携

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	成年後見制度地域連携ネットワーク 体制構築支援	保健福祉部 高齢福祉課	024-521-7197	koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp
2	結婚支援	保健福祉部 こども未来局	024-521-7198	kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp
3	汚水処理事業の広域化・共同化に 係る支援	土木部 下水道課	024-521-7515	gesuidou@pref.fukushima.lg.jp

## 9 複合型

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	消防団員確保対策業務	危機管理部 消防保安課	024-521-7190	syoubou@pref.fukushima.lg.jp
2	福島ならではの働き方・暮らし方体 験プログラム策定等支援	企画調整部 地域振興課 (各地方振興局)	024-521-8023	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
3	企業の人材確保・若者の雇用促進 支援	商工労働部 雇用労政課	024-521-7290	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
4	企業誘致業務支援	商工労働部 企業立地課 (各県外事務所)	024-521-7916	investment@pref.fukushima.lg.jp
5	市町村観光誘客支援	商工労働部 観光交流局	024-521-7287	tourism@pref.fukushima.lg.jp